

NEWS LETTER

発行者：こやま総合事務所

特定社会保険労務士・行政書士 小山清美

〒564-0036 吹田市寿町 2-23-23

TEL:06-6383-6779 / FAX:06-6383-6889

【令和5年4月より雇用保険の

特定理由離職者の範囲拡大】

令和5年4月1日以降に、以下の理由により離職した方は「特定理由離職者」として、雇用保険求職者給付の給付制限を受けないこととなりました。

●「特定理由離職者」となる方

配偶者から身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を受け、加害配偶者との同居を避けるため住所又は居所を移転したことにより離職した方

※婚姻をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

裁判所が発行する配偶者暴力防止法第10条に基づく保護命令に係る書類の写し又は婦人相談所等が発行する配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書の発行が確認できた場合に限りです。

住所または居所を移転したことの確認は、住民票(住民記載事項証明書)や運転免許証、マイナンバーカード、その他(転居前、転居後の住所と転居した日がわかる書類)の書類の提出が必要です。

【新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更等に伴うテレワークの取扱いについて】

新型コロナウイルス感染症について、令和5年5月8日から感染症法上の位置付けが5類感染症へ変更されたことや感染状況の変化等により、テレワークを実施していた企業においてテレワークの取扱いを変更する事案もあります。テレワークは、感染症対策だけでなく、ワークライフバランスなど労働者と使用者双方にとって様々なメリットのある働き方であり、その取扱いについては労働者と使用者の間でよく話し合っていたいただくことが望ましいと考えられます。

＜テレワークについての基本的な考え方＞

・雇用契約や就業規則において、労働者が任意にテレワークを実施できることが規定され、労働条件となっているのであれば、その規定に従う必要があり、原則として使用者が一方向的にテレワークを廃止し、出社させることはできません。

・テレワークは、労働者と使用者の双方にとって様々なメリットのある制度であることから、その取扱いについては労働者と使用者の間でよく話し合っていたいただくことが望ましいと考えられます。

＜労働者側のメリット＞

・通勤時間の短縮及びこれに伴う心身の負担の軽減
・仕事に集中できる環境での業務の実施による業務効率化、時間外労働の削減
・育児や介護と仕事の両立等

＜使用者側のメリット＞

・業務効率化による生産性の向上
・育児や介護等を理由とした労働者の離職の防止
・遠隔地の優秀な人材の確保
・オフィスコストの削減等

【新型コロナの傷病手当金について】

業務外の事由で、新型コロナウイルス感染症(以下、「新型コロナ」という)に罹患し、労務不能となったときには、健康保険の傷病手当金が請求できます。新型コロナが2類相当から5類に移行されたことから、この傷病手当金の証明に係る取扱いが変更になりました。

新型コロナに係る傷病手当金については、臨時的な取扱いとして、令和5年5月7日までは、療養担当者意見欄(申請書4ページ目)の証明の添付が不要とされていました。これは、全保険者統一的の臨時的な取扱いとして、厚生労働省が指示していたのですが、今回の5類に移行したことにより、申請期間(療養のため休んだ期間)の初日が令和5年5月8日以降の傷病手当金の支給申請については、他の傷病による支給申請と同様に、傷病手当金支給申請書の療養担当者意見欄(申請書4ページ目)に医師の証明が必要と変更になりました。

新型コロナに係る傷病手当金は、自覚症状の有無を問わず、被保険者が新型コロナウイルス「陽性」と判定され、療養のため労務に服することができない場合は申請ができますが、従業員本人に自覚症状がなく、家族等が感染し濃厚接触者になった場合は、従業員自身が労務不能と認められない限り、傷病手当金の対象とはなりません。

【5類感染症移行後の対応について～

5月8日以降】

5月8日から、新型コロナウイルス感染症は感染症法上の位置づけが「5類感染症」に引き下げられました。

●外出を控えることが推奨される期間

- ①発症後5日を経過し、かつ症状軽快から24時間経過するまでの間は外出を控える
- ②発症後10日間を経過するまでは、マスクを着用して高齢者等との接触は控える
- ③家族・同居者が感染した場合、特に5日間は自身の体調に注意し、7日目までは発症する可能性があるため、マスク着用等の感染対策・周囲への配慮を行う

●医療提供体制

- ①幅広い医療機関での受診が可能となる
- ②PCR検査や入院・外来の医療費は、季節性インフルエンザ等と同様に健康保険が適用され、1割～3割の自己負担が基本となる(入院医療費・治療薬の費用は9月末まで公費支援を継続予定)
- ③傷病手当金の申請には医師の証明が必要となる

●その他

- ①濃厚接触者としての特定・外出自粛の要請はなくなる
- ②マスクの着用や外出自粛の要請は企業・個人の判断に委ねられる
- ③令和5年度も引き続き自己負担なくワクチン接種が受けられる
- ④発生動向は、定点医療機関からの報告に基づき、毎週月曜日から日曜日までの患者数を公表

【フリーランス新法が成立】

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が4月28日の参院本会議で可決・成立した。フリーランスに業務を委託する企業に対し、○業務内容・報酬等を書面やメール等で明示すること ○納品日から60日以内に期日を設定して報酬を支払うこと ○不当な納品の拒否・報酬の減額など、不当に利益を害する行為の禁止 などを義務づけている(違反には50万円以下の罰金)。公布日から1年6ヶ月以内の来秋までに施行される予定。